

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市規則第29号

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市公用自動車管理規則（平成8年綾部市規則第7号）に定めるもののほか、公務に支障のない範囲においてトイレトラックを貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「トイレトラック」とは、綾部市公用自動車管理規則第2条第1号に規定する公用自動車のうち、別表に掲げる車両をいう。

(管理)

第3条 トイレトラックの管理責任者は、防災担当課長（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、トイレトラックの効率運行を図るため、使用日時等の調整を行うものとする。

(対象団体)

第4条 トイレトラックの貸出しの対象となる団体は、公益活動（営利、宗教又は政治活動等を目的とするものを除く。）を行う市内の団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

(1) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体

(2) その他市長が適当でないとする団体

(使用用途)

第5条 トイレトラックの使用用途は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 綾部市が主催し、共催し、又は後援する事業

(2) 防災普及啓発など特に市長が必要とする事業

(使用地域)

第6条 トイレトラックの使用地域は、綾部市域内とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間（12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）は、原則として貸出日及び返却日を含めて5日間を限度とする。

(貸出条件)

第8条 貸出条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用場所は、平坦で、かつ、傾斜がなく、十分な空き地を確保できる場所とすること。
- (2) 使用場所への移動時は、十分な道幅が確保されており、鋭角に曲がる路地又は障害物がない経路等を利用すること。
- (3) トイレトラックを運転できる免許（準中型免許又は平成19年6月1日以前に取得された普通免許）を所持した者（以下「運転者」という。）が運転すること。
- (4) 事前に防災担当職員から取扱説明を受け、安全及び衛生管理を徹底するとともに、故障、破損、盗難等の防止に努めること。
- (5) 返却前に車両の清掃を実施し、及び燃料（軽油）を補給して、貸出時の状態に復して返却すること。
- (6) トイレを使用する場合、消耗品（トイレットペーパー、消毒液、手洗い用石けん等）の用意及び清水タンクへの給水は、第10条の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）が行い、返却前に便器の清掃、汚物のくみ取り及び便槽の清掃を実施すること。

（使用の許可の申請）

第9条 トイレトラックを借り受けようとする団体は、原則として借り受けようとする日の7日前までに、綾部市トイレトラック使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用の許可等）

第10条 市長は、前条の規定による申請書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は綾部市トイレトラック使用許可通知書（様式第2号）により、不適当と認めた場合は綾部市トイレトラック使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により許可したときは、市長は、管理上必要があると認めた場合は、第8条に定める貸出条件に加え、必要な条件を付することができる。

（費用負担）

第11条 使用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 燃料費（軽油）
- (2) 使用場所までの移動に要する費用（有料道路通行料、駐車料金等）
- (3) トイレトラックの使用に必要な消耗品費（トイレットペーパー、消毒液、手洗い用石けん等）
- (4) 光熱水費（外部電源使用料、給水費等）
- (5) 使用後のくみ取りに要する費用
- (6) 便槽及び車両の清掃に要する費用
- (7) その他管理者が指定する費用

（使用の許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 申請書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。

- (2) この規則又は使用の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により、緊急にトイレトラックを公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。
- (4) その他市長が使用することが適当でないとき。

(転貸等の禁止)

第13条 使用者は、トイレトラックを転貸し、又は借り受けた目的外に使用してはならない。

(運転者の責務等)

第14条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令（以下「道路交通法等」という。）を遵守し、安全な運転を徹底しなければならない。

(貸出し及び返却)

第15条 トイレトラックは、市長が定めた日時及び場所から貸出しを行うものとする。

- 2 使用者は、トイレトラックの使用を終えたときは、第8条第5号及び第6号の条件を満たした上で、速やかに市長が定めた日時及び場所に返却しなければならない。
- 3 使用者は、トイレトラックを返却するときは、綾部市トイレトラック点検報告書（様式第4号）を提出し、管理者の検査を受けなければならない。この場合において、管理者が清掃が不十分と判断した場合は、使用者は、改めて清掃等を実施しなければならない。

(交通事故等の対応)

第16条 使用者は、トイレトラックの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法等に違反したときは、道路交通法等に定められた措置をとるとともに、直ちに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項の指示を受けた後、速やかに、綾部市トイレトラック事故等報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、トイレトラックの使用中に交通事故等により第三者に損害を与えたとき、又は死傷者を生じたときは、直ちに警察及び管理者に通報するとともに、被害者に対する道義的責任を果たし、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市、使用者、被害者及び市が契約している保険会社等と共に補償協議をしなければならない。

- 2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合において、使用者は市に対し、次に掲げる部分について損害賠償を行うものとする。

(1) 市が加入している自動車保険で補填される部分以外の部分

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

- 3 市が、使用者に代わり、使用者の負担すべき損害額を支払った場合は、使用者は、直ちにその支払額を市に弁済するものとする。

- 4 交通事故以外でトイレトラックを毀損し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行わなければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 25 日から施行する。

別表（第2条関係）

項	目	内	容			
種	別	トイレトラック				
総	排	気	量	2.99リットル		
車	両	総	重	量	約6,000キログラム	
便	槽	容	量	清水タンク：約760リットル 汚物タンク：約1,000リットル		
使	用	回	数	目	安	約950～1,300回程度
燃	料	軽油				
電	力	ソーラー発電（充電）システム／外部電源				